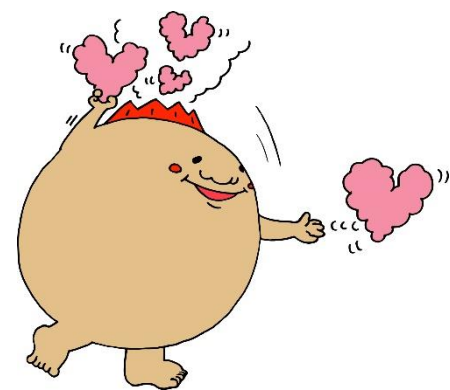


鹿児島市「メイドインかごしま」支援事業

ふるさと納税 お礼品開発等

支援事業補助金

～令和6年度第2回～



【目的】

市内の中小企業者が鹿児島市ふるさと納税のお礼品となる新商品を企画開発するための経費の一部を助成することで、お礼品の質の向上を図るとともに、市内中小企業者の新商品企画開発力の向上や販路拡大を支援します。

【補助対象者】

市税に滞納がなく、市内に主たる事業所を有する中小企業者
※選定により決定します。選定基準については、市ホームページをご確認ください。
※補助金を受けられるのは、1つの商品につき1回限りです。

【補助金額】

補助率:1/2
限度額:20万円



【募集期間】

9/9(月)

～

10/25(金)

※必着

ふるさと納税や商品開発等の有識者からのアドバイスも受けられます！

【提出先・お問い合わせ先】

鹿児島市産業支援課ものづくり係
〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号
(市役所みなと大通り別館5階)

TEL:099-216-1323

FAX:099-216-1303

MAIL:san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp



申請書ダウンロードは
こちらから(市ホームページ)



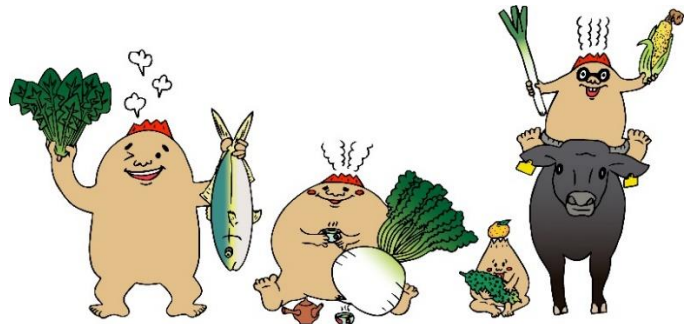
1. 申請方法

下記の申込書類に必要事項を記入し、必要な資料を添えて、持参、郵送（簡易書留）又は電子申請で令和6年10月25日（必着）までに提出してください。（申請書類・電子申請については、鹿児島市ホームページをご確認ください。）

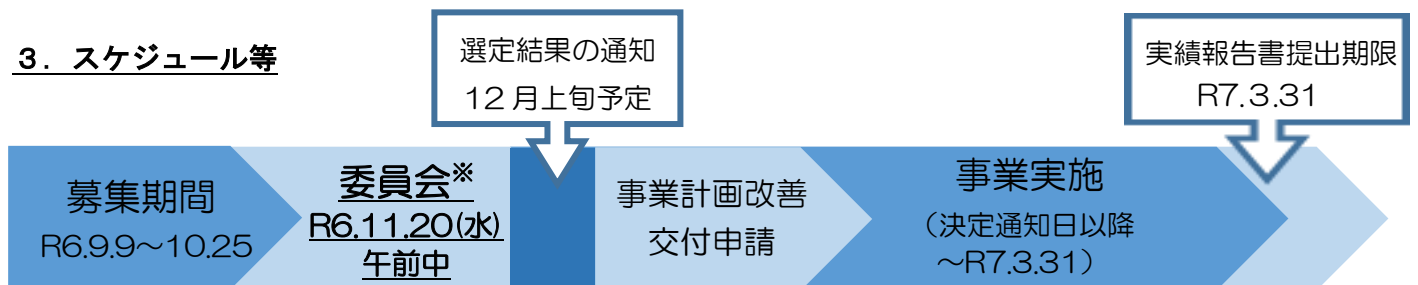
- ①ふるさと納税お礼品開発等支援事業応募用紙（様式第12）
- ②ふるさと納税お礼品開発等支援事業計画書（様式第13）
- ③鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第2）
- ④暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第3）
- ⑤課税事業者・免税事業者届出書（様式第4）
- ⑥事業計画や事業費の積算根拠を補足説明する資料（見積書や必要経費の分かるパンフレットなど）
- ⑦登記簿謄本（個人事業主の場合は住民票）※発行後3か月以内のもの
- ⑧決算書（直近の貸借対照表及び損益計算書の写し、個人事業主の場合は直近の確定申告書一式の写し）※創業後1年が経過しておらず、決算期末到来の場合は、法人は不要、個人事業主は開業届の写しを提出

2. 補助対象経費

- ◆試作品等の製作に要する経費
- ◆試験及び検査等に要する経費
- ◆デザイナーに対する委託料、謝金等
- ◆その他必要と認められる経費



3. スケジュール等



※委員会への出席が必須です。委員会では、審査のための質疑及び有識者からの助言を行います。（1事業者あたり20分程度を予定）詳細は個別に連絡します。

- ・ 交付申請時及び実績報告時の提出書類については、採択以降に案内します。
 - ・ 返礼品に登録されるためには、別途申請して総務省の審査を通過する必要があります。
- 返礼品登録に係る手続きについては、ふるさと納税推進室（TEL：099-808-7510）へお問い合わせください。

注意事項

- ※申請にあたっては、返礼品基準等の要件を満たす必要があります。詳しくは、市ホームページをご確認ください。
- ※以下のいずれかに該当する場合、補助対象となりません。
 - ・ 国や県、市が行う他の事業から補助を受けるもの
 - ・ 補助対象経費の支払先が、補助事業者の役員又は役員の属する企業等であるもの
 - ・ 補助対象経費の支払先が、補助事業者の配偶者若しくは2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等であるもの
- ※提出していただいた申請書類、資料等の返却や差し替えには応じることができませんので、あらかじめご了承ください。
- ※提出された申請書類等は、当支援事業以外の目的で使用することはありません。
- ※補助決定後に、申請内容等の虚偽の記載が判明したときや、申請の要件に該当しなくなった場合、支援の決定が取り消されます。また、既に受け取っている補助金がある場合、返還していただくこととなります。
- ※補助決定後に事業内容が変更になる場合は、内容によっては支援の決定が取り消しになることがありますので、事前にご相談ください。